

# 別添資料 A

## 二宮町小中一貫教育校推進研究会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、二宮町小中一貫教育校推進研究会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 二宮町立小中学校における小中一貫教育を行うために適した学校配置等に関し必要な事項を研究するため、二宮町小中一貫教育校推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (研究事項)

第3条 研究会は、次に掲げる事項について研究する。

- (1) 小中一貫教育を行うために適した学校配置に関すること。
- (2) 学校規模の適正化及び学区の再編に関すること。

### (組織)

第4条 研究会の会員は8名以内とし、次に掲げるもののうちから教育委員会が依頼する

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 町立学校長
- (4) 学識経験者

### (報償費)

第5条 会員が研究会に出席した場合は、報償費を支給する。

- 2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。
- 3 町職員（教職員を含む）及び町議会議員が会員となった場合には、第1項に規定する報償費は支給しない。

### (会員の任期)

第6条 会員の任期は、平成31年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第7条 研究会には、会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 研究会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 研究会の会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 研究会の議事は、出席会員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、教育部教育総務課で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。